

豊中市建設工事請負指名競争入札参加者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、豊中市が発注する工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする有資格業者（以下「業者」という。）の指名について必要な事項を定めるものとする。

(業者指名)

第2条 建設工事のうち、土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事及び造園工事については、豊中市内に本店を有する者にあつては別表1、豊中市内に本店を有しない者にあつては別表2の「工事種別の等級及び工事金額」により指名する。ただし、特に必要と認める場合は、直近上位又は下位の等級に属する者を指名することができる。

2 前項に規定する工事のうち、特殊な工事については、前項の規定にかかわらず、業者を指名することができる。

3 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事については、第1項の規定にかかわらず、業者を指名することができる。

(指名の留意事項)

第3条 業者の指名に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 発注予定工事に対する建設業の許可内容

発注予定工事の種類及び規模等に応じた建設業の許可の業種、許可の区分について総合的に勘案すること。

(2) 指名及び受注の状況

ア 当該会計年度における指名及び受注の状況を総合的に勘案し、指名が特定の者に偏しないようにすること。

イ 市が既に発注した工事の手持ち状況、進ちょく状況からして発注予定工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

ウ 市が過去に発注した工事の指名、受注状況及び工事实績を総合的に勘案すること。

エ 工事の種類及び規模等に応じ、市が指定した工事において、受注機会の公正性を勘案して、連続した受注、重複した受注を制限するための措置を行うことができるものとする。

(3) 発注予定工事に対する技術的適正

ア 発注予定工事と同種工事について相当の施工実績があること。

イ 発注予定工事の種類に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

(4) 発注予定工事に対する地理的条件

本店又は支店等の所在地及び市域での工事实績等から見て、市域における工事の施工特性に精通し、工事の種類及び規模等に応じて発注予定工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

(5) 工事成績

市が一般競争入札又は指名競争入札により発注した、予定価格が3千万円以上の工事に対する市の竣工検査で、60点未満の工事成績を取得したことがある業者であつて、当該60点未満の工事成績を取得した工事の竣工日から6カ月を経過していないものは、指名しないものとする。

(6) 労働福祉の状況

建設業退職金共済組合との退職金共済契約の締結状況、又は市が既に発注した工事における証紙購入若しくは貼付の状況を総合的に勘案すること。

(指名の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名しないものとする。

- (1) 豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止期間中である場合
- (2) 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中である場合
- (3) 市が既に発注した工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから受注者として不適当であると認められる場合
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者等に関する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 一括下請け、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる場合
- (5) 市が既に発注した工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められる場合
- (6) 賃金不払いに対する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状況が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められる場合

(指名の取消)

第5条 指名の後、入札までに前条の規定に該当することが明らかとなった場合、又はこれらの事由が生じた場合には、すでに通知した指名を取り消すことができる。

(指名業者数)

第6条 指名する業者の数は、契約予定金額に応じて、別表3に掲げる業者数とする。ただし、発注予定工事が高度又は専門的な技術を要する場合その他特別な事情により必要な業者数を指名できない場合にあつては、この限りでない。

附 則

この基準は、平成10年 7月14日から実施する。

附 則

この基準は、平成11年 6月 1日から実施する。

附 則

この基準は、平成12年 4月10日から実施する。

附 則

この基準は、平成18年 2月10日から実施する。

附 則

この基準は、平成18年 8月15日から実施する。

附 則

この基準は、平成18年10月10日から実施する。

附 則

この基準は、平成24年 2月 1日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年1月4日から実施する。ただし、第3条第5号の規定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則
この基準は、平成25年1月23日から実施する。

附 則
この基準は、平成25年4月1日から実施する。

別表1

工事種別の等級及び工事金額（豊中市内に本店を有する者用）

工事種別	等級	審査点数(点)	工 事 金 額
土木工事	A	850以上	2,000万円以上
	B	600～ 849	2億円未満
	C	500～ 599	1億円未満
	D	500未満	5,000万円未満
建築工事	A	850以上	3,000万円以上
	B	600～ 849	3億円未満
	C	500～ 599	1億5,000万円未満
	D	500未満	5,000万円未満
舗装工事	A	750以上	2,000万円以上
	B	650～749	4,000万円未満
	C	550～649	3,000万円未満
	D	550未満	2,000万円未満
電気工事	A	800以上	3,000万円以上
	B	650～ 799	1億円未満
	C	550～ 649	5,000万円未満
	D	550未満	3,000万円未満
管工事	A	800以上	3,000万円以上
	B	650～ 799	1億円未満
	C	550～ 649	5,000万円未満
	D	550未満	3,000万円未満
機械器具 設置工事	A	750以上	1億円以上
	B	650～749	1億円未満
	C	650未満	3,000万円未満
造園工事	A	700以上	8,000万円以上
	B	600～699	8,000万円未満
	C	600未満	3,000万円未満

別表 2

工事種別の等級及び工事金額（豊中市内に本店を有しない者用）

工事種別	等級	審査点数(点)	工 事 金 額
土木工事	S	1200以上	5,000万円以上
	A	850～1199	2,000万円以上 3億円未満
	B	600～ 849	2億円未満
	C	500～ 599	1億円未満
	D	500未満	5,000万円未満
建築工事	S	1200以上	1億円以上
	A	850～1199	3,000万円以上 6億円未満
	B	600～ 849	3億円未満
	C	500～ 599	1億5,000万円未満
	D	500未満	5,000万円未満
舗装工事	S	1000以上	3,000万円以上
	A	750～999	2,000万円以上 5,000万円未満
	B	650～749	4,000万円未満
	C	550～649	3,000万円未満
	D	550未満	2,000万円未満
電気工事	S	1100以上	5,000万円以上
	A	800～1099	3,000万円以上 2億円未満
	B	650～ 799	1億円未満
	C	550～ 649	5,000万円未満
	D	550未満	3,000万円未満
管工事	S	1100以上	5,000万円以上
	A	800～1099	3,000万円以上 2億円未満
	B	650～ 799	1億円未満
	C	550～ 649	5,000万円未満
	D	550未満	3,000万円未満
機械器具 設置工事	S	1000以上	3,000万円以上
	A	750～999	1億5,000万円未満
	B	650～749	1億円未満
	C	650未満	3,000万円未満
造園工事	S	950以上	2,000万円以上
	A	700～949	1億5,000万円未満
	B	600～699	8,000万円未満
	C	600未満	3,000万円未満

別表 3

指 名 業 者 数

契 約 予 定 金 額	業 者 数
130万円超 3,000万円未満	5者以上
3,000万円以上 1億5,000万円未満	7者以上
1億5,000万円以上	10者以上